

## 1 省エネルギー・新エネルギー関連施策の主な実施状況

### (1) 道の責務 (第3条)

道は、市町村が省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うこととしている。

- 新エネ導入の検討段階にある延べ22の市町村等にコーディネーターを派遣し、事業の掘り起こしから事業・収支計画策定、実施までを支援した。
- 低炭素化・資源循環及び生活を支える取組を一体的に進め、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまちづくりを目指す「北の住まいるタウン」の推進を図るため、モデル市町村の計画推進を支援した。
- 本道に豊富に賦存するバイオマスの利活用に関する地域の自発的な取組の促進に向け、地域の機運醸成から事業の具体化に至る様々な段階に応じて、市町村への専門家派遣や、可能性調査、設備設計、設備導入等に係る支援を行った。
- 地域における先駆的なエネルギーの地産地消のモデルとなる取組に対し、システムの検討、設計段階から事業化まで一貫した支援を行った。
- 地域における新エネルギーの導入を拡大するため、地熱・温泉熱の利活用に係る専門家を延べ16の市町村や事業者に派遣した。
- 道は国に対し、新エネの導入拡大に向け、電力基盤の増強や既存送電線の有効活用、送電線への新規接続が困難な状況の改善などの規制・制度改革について要望を行った。

道は、施設の建設や維持管理等に当たって、自ら率先して省エネルギーの推進や新エネルギーの導入に努めることとしている。

- 道警本部庁舎ESCO事業や道有施設へのLED照明機器の導入などにより省エネを実践したほか、燃料電池車、電気自動車・クリーンディーゼル車・プラグインハイブリッド車の公用車利用や道有施設に太陽光発電設備を設置するなど新エネの導入を進めた。

### (2) 事業者の責務 (第4条)

・事業者は、その事業活動を行うに当たっては、省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入に自ら積極的に努める。  
 ・事業者は、道が実施する省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策に協力する。

- 国による固定価格買取制度をはじめとした支援施策、道による支援施策や企業誘致の取組、国への要望などにより、事業者の省エネ・新エネの取組が促進された。
- 事業者自ら、省エネ・新エネの促進に向け、環境産業の振興に資する技術開発や製品開発を行うとともに、首都圏で開催される環境産業関連展示会への出展により道内産業が有する優れた技術や製品のPRを行った。
- クールビズやウォームビズ関連のキャンペーンに賛同する事業所が3000件を超えるなど積極的な省エネの取組が進められているほか、道主催の環境産業関連人材育成セミナーにH26～H30の計で800名以上が参加するなど、新エネの導入に向けた取組が進められている。

### (3) 道民の責務 (第5条)

・道民は、その日常生活において、省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入に自ら積極的に努める。  
 ・道民は、道が実施する省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策に協力する。

- 国による固定価格買取制度をはじめとした支援施策、道による支援施策などにより、道民

の省エネ・新エネの取組が促進された。

- 道民自ら、日常生活における省エネ行動を行うとともに、固定価格買取制度を活用した住宅用太陽光発電の導入などの新エネ導入に努めた。
- 道が講師派遣を行った住民等団体主催の環境学習講座にH26～H30の計で2000名以上が参加したほか、道民向けの省エネ・新エネ啓発イベントへの参加など、省エネ推進等の施策に協力した。

#### (4) 基本的な計画の策定 (第7条)

知事は、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定しなければならないとしている。

- 平成28年3月：「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画 [第Ⅱ期]」中間見直し

【参考：前回(H26)条例施行状況点検時までの計画策定状況】

- 平成14年2月：「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」の策定  
【計画期間：平成13～22年度（10年間）】
- 平成19年3月：「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」の一部変更
- 平成24年3月：「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画 [第Ⅱ期]」の策定  
【計画期間：平成23～令和2年度（10年間）】
- 平成26年3月：「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」の策定

#### (5) 学習の推進 (第8条)

道は、事業者や道民が省エネルギーの推進や新エネルギーの開発・導入の必要性について理解を深めるとともに、自発的な活動の意欲が増進されるよう、省エネルギー及び新エネルギーに関する学習を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講ずることとしている。

- 環境産業の新たな事業展開の促進を図るため、企業の人材が知識を習得するためのセミナーや環境産業への参入を支援するための人材を育成する講習会を開催し800名以上の参加があった。
- 道産バイオ燃料の地産地消の取組を促進するため、道民、製造事業者、利用者向けセミナーを開催した。
- 小学生から高校生、保護者など、様々な人々が環境について考える場を設け、実践発表や体験学習等を行った。

#### (6) 民間団体等の自発的な活動の促進 (第9条)

道は、事業者や道民、民間団体などが行う省エネルギーの推進や新エネルギーの開発・導入に関する自発的な活動を促進するために、必要な支援を行うこととしている。

- 本道に豊富に賦存するバイオマスの利活用に関する地域の自発的な取組の促進に向け、地域の機運醸成から事業の具体化に至る様々な段階に応じて、市町村への専門家派遣や、可能性調査、設備設計、設備導入等に係る支援を行った。(再掲)
- 地域における先駆的なエネルギーの地産地消のモデルとなる取組に対し、システムの検討、設計段階から事業化まで一貫した支援を行った。(再掲)
- 地域における新エネルギーの導入を拡大するため、地熱・温泉熱の利活用に係る専門家を延べ16の市町村や事業者へ派遣した。(再掲)

#### (7) 関連産業の振興 (第10条)

道は、省エネルギーや新エネルギーの関連産業を振興するため、エネルギーの供給、エネルギーを利用する機械器具の製造・販売、住宅建築、旅客・貨物運送等の事業者が行う省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に資する事業活動に対して、必要な支援を行うこととしている。

- 冷涼な気候や豊富な新エネルギーを活かし、空調用電力やCO<sub>2</sub>削減ができるデータセンター立地における本道の優位性を道外の事業者にも周知したほか、成長産業分野の対象業種として新エネルギー供給業の立地11件に対し支援を行った。
- 道内企業が持つ地域特有の製品・技術と道外企業の製品を組み合わせ、積雪寒冷地特有の製品の開発を実施するプロジェクトに対して支援を行った。
- 水素エネルギー関連ビジネス展開に向けた先進地調査や関連セミナーを開催した。
- 民間主導の支援に向け、金融機関と連携して、新たな融資手法等支援施策の検討を行った。

## (8) 情報の提供 (第11条)

道は、事業者や道民、民間団体などによる省エネルギーや新エネルギーに関する学習の推進や自発的な活動の促進、関連産業の振興のために必要な情報を適切に提供することとしている。

- 省エネルギーに関するリーフレットの作成・配布やキャンペーンの実施、地球温暖化に関するポータルサイトの設置、具体的な省エネの取組方法等を紹介するイベントの開催などにより、省エネ行動に関する情報提供を行った。
- 振興局ごとに設置している「省エネ・新エネサポート相談窓口」において市町村や事業者への支援を行うとともに、市町村等を対象に「地域省エネ・新エネ導入推進会議」を開催し地域課題の検討や各種支援制度の紹介などを行った。

## (9) 調査の実施 (第12条)

道は、省エネルギーの状況や新エネルギーの開発・導入の状況に関する調査を実施することとしている。

- エネルギーに関する統計データを基に算出したエネルギーバランス表などを通じて、道内のエネルギー消費や省エネルギーの状況を把握したほか、各市町村や関係機関の協力を得ながら調査を行い、新エネルギーに関する計画の進捗や導入実績を把握した。
- 道立総合研究機構 地質研究所と連携し、道内の地熱・温泉熱ポテンシャルの調査を行い、調査結果に基づき、地熱ポテンシャルマップを策定した。
- 2018年9月の大規模停電等を踏まえ、新エネルギーの可能性や課題の把握するため、新エネ概況調査を実施し、有識者委員会での検討資料として活用。

## (10) 研究開発の推進等 (第13条)

道は、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に資する技術の向上を図るため、研究開発の推進とその成果の普及などの必要な措置を講ずることとしている。

- 大学や試験研究機関、民間企業等と相互に連携し、新エネルギーの導入拡大やエネルギー効率の向上に向けた技術開発や実用化など、必要な研究開発を促進した。
- (地独)道立総合研究機構において省エネや新エネ関係の研究開発等を実施している。

[主な研究テーマ]

- ・ 地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築 (建築研究本部、農業研究本部、森林研究本部、産業技術研究本部、環境・地質研究本部、水産研究本部：H26～H30)
- ・ 低コスト地中採熱システム及び温泉排熱等の熱回収システムの開発 (産業技術研究本部：H25～H27)
- ・ 磁気ヒートポンプ熱交換構造に関する研究 (産業技術研究本部：H25～R1)
- ・ 非住宅建築物及び住宅の省エネ適合義務化対応と将来目標水準に関する研究 (建築研究本

部：H28～H30)

- ・保温装備と耐雪性を強化した北海道型ハウスの無加温周年利用技術の確立（農業研究本部：H29-R1)

### (11) 表彰等（第14条）

道は、省エネルギーの推進や新エネルギーの開発・導入に関して特に功績があったものに対し、表彰などの必要な措置を講ずることとしている。

- 省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、新エネルギーの先進的導入や利用設備・技術の開発のほか、省エネ・新エネに関する普及啓発活動等で顕著な功績のある個人・団体等を対象にした表彰制度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」を実施し、20件の受賞者の取組を道のホームページで公表・PRするとともに、受賞者に対して、北海道グリーン・ビズ認定制度のシンボルマークの使用や金融機関における優遇などの措置を講じた。

### (12) 道民意見の反映（第15条）

道は、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策に、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずることとしている。

- 道民や事業者、経済団体、NPO、行政で構成する「北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議」を開催し、エネルギーの需要側・供給側に関わる横断的な課題や取組について情報交換や意見交換を行った。

### (13) 連携の推進等（第16条）

道は、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策の策定や実施に当たり、国や市町村と緊密に連携するとともに、市町村や事業者、道民の相互の協力が増進されるよう努めることとしている。

- 国や道、事業者、関係団体等で構成する「北海道地域電力需給連絡会」を開催し、道内の電力需給見通しを情報共有し、節電対策を行うとともに、効果的な節電方策等について意見交換を行った。
- 各総合振興局・振興局ごとに「地域省エネ・新エネ導入推進会議」を開催し、地域資源を活用した省エネルギー・新エネルギー導入等に向けての情報共有や地域課題の把握、取組方向について検討を行った。

※実施実績はH26～H30のもの

## 2 各年度（H26～H30）の取組状況

- 別添2-2のとおり

## 3 条例の施行状況等の検討

### (1) 必要性

- エネルギーの使用の効率化と新しいエネルギーの開発や導入に積極的に取り組むことにより、エネルギーの需給の安定を図り、持続可能な循環型社会経済システムを構築することは、現在でも依然として重要な課題である。
- 本条例は、本道の社会経済の健全な発展と道民の生活の安定への寄与を目的としたものであり、引き続き、条例による対応必要がある。また、道内全域で取組を進められるよう、必要な施策を総合的かつ計画的に講じていく必要があり、道として対応すべき事項である。

- 本条例に規制に係る規定は設けておらず、また今後も設ける必要はない。

## (2) 効果

- 本条例に基づき策定している「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅱ期】」で令和2年度までの数値目標を設定しており、最新の実績で、省エネ部門、新エネ部門とも着実な進捗となっている。
- 条例第6条に規定された施策の基本方針では、省エネルギー並びに新エネルギーの開発及び導入に関し、地域特性や事業者の業態、道民の日常生活における様々な場面に応じて促進するとともに、関連する産業の育成や積極的に取り組む地域づくりに努めることとしており、現在においても、道が施策を講じていく上での基本的な考え方として妥当である。

## (3) 基本方針との適合性

- 北海道総合計画の「政策展開の基本方向」では、「生活・安心」、「経済・産業」の2つの柱において、新エネルギーの導入と省エネルギー対策の推進を掲げており、本条例の内容は、これに適合したものとなっている。
- また、条例に基づく「促進行動計画【第Ⅱ期】」は、北海道総合計画の「特定分野計画」に位置づけられている。

## (4) 適法性

- 条例が定める道や事業者、道民の責務、道の施策の基本となる事項は、法令の範囲内であり、改正すべき事項はない。

(関連法令)

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法）」、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法）」、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」、「バイオマス活用推進基本法」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法） など

## (5) 規定の適正化

- 条例には、社会情勢の変化により適切でなくなった表現や、分かりにくく整理が必要な表現はなく、改正すべき事項はない。

## 4 検討結果

- ◇ 以上、定められた各視点に沿って検討を行った結果、本条例の趣旨や目的、基本的施策は妥当であり、現時点で条例の改正は行わない。

## 5 今後の方向性

- ◇ 社会経済情勢の変化、省エネルギー及び新エネルギーを取り巻く情勢等については、条例に基づく基本的な計画の策定及び見直しにおいて反映させ、その計画に基づいて毎年度具体的な施策を検討する。

※余白

省エネ新エネ促進条例に基づく関連施策の実施状況

	関連施策の実施状況					検討
	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	
<b>第1章 総則</b>						
(目的) <b>第1条</b> この条例は、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進について、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって北海道の社会経済の健全な発展及び道民の生活の安定に寄与することを目的とする。			◇条例の目的を規定する条項であり、該当する道の施策はなし			—
(定義) <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 省エネルギー エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーを効率的に使用することをいう。 (2) 新エネルギー 次に掲げるエネルギー(燃焼の用に供する物、熱又は電気をいう。以下同じ。)又はエネルギーの利用形態をいう。			◇条例上の定義に係る条項であり、該当する道の取組はなし			—
(道の責務) <b>第3条</b> 道は、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。			◇本条項は責務に係る規定であり、具体的取組は第7条に記載			—
<b>2</b> 道は、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。				○新エネルギー導入加速化推進事業(経済部) ・市町村へのコーディネーター派遣 <b>【10市町村派遣】</b>	○エネルギー地産地消スタートアップ支援事業(経済部) ・市町村へのコーディネーター派遣 <b>【11市町村派遣】</b>	○新エネルギーを検討している市町村等の取組の具体化につながった。
		○北の住まいるタウン推進事業(建設部) ・推進ガイド配布等	・モデル市町村の計画策定支援等 <b>【2町支援】</b>	・モデル市町村の計画策定支援等 <b>【2町支援】</b>	・モデル市町村の計画策定支援等 <b>【2町支援】</b>	○道内各地域での省エネ・新エネを活用したまちづくりモデルのさらなる展開が期待される。
	○新エネルギー賦存量等推計ソフト活用支援事業(経済部)(H25～)					○推計ソフトやポテンシャルマップを公開し、市町村等の新エネ導入検討に活用されることが期待される。
						◇条例上の定義に係る条項であり、該当する道の取組はなし
<b>3</b> 道は、その施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たっては、自ら率先して省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入に努めるものとする。	○北海道警察本部庁舎ES CO事業(道警本部)(H24～) ・ESCO事業での省エネ実施 <b>【CO<sub>2</sub>削減量611t-CO<sub>2</sub>】</b>	・ESCO事業での省エネ実施 <b>【CO<sub>2</sub>削減量595t-CO<sub>2</sub>】</b>	・ESCO事業での省エネ実施 <b>【CO<sub>2</sub>削減量602t-CO<sub>2</sub>】</b>	・ESCO事業での省エネ実施 <b>【CO<sub>2</sub>削減量603t-CO<sub>2</sub>】</b>	・ESCO事業での省エネ実施 <b>【CO<sub>2</sub>削減量598t-CO<sub>2</sub>】</b>	○大幅なCO <sub>2</sub> 削減を実現し、省エネが計られたほか、光熱水費削減額は見込みを上回るものとなった。
	○新エネルギー等率先導入推進事業(H23～) ・道有施設の省エネ改修・新エネ導入 <b>【旭川美術館・近代美術館】</b>	・道有施設の省エネ改修・新エネ導入 <b>【旭川美術館 ・札幌高等技術専門学校】</b>	・道有施設の省エネ改修・新エネ導入 <b>【函館美術館 ・昭和新山園地】</b>	・道有施設の省エネ改修・新エネ導入 <b>【三岸光太郎美術館 ・鹿部町漁業研修所】</b>	・道有施設の省エネ改修・新エネ導入 <b>【江差高等看護学院 ・鹿部町漁業研修所】</b>	○燃料及び電気の使用量が削減され省エネが図られたほか、導入に合わせて地域住民向け説明会等を開催し普及啓発にも寄与した。

別添2-2

	関連施策の実施状況					検討
	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	
(第3条2 つづき)	○電気自動車、クリーン・ディーゼル車の公用車利用(経済部)			○燃料電池自動車、電気自動車、クリーン・ディーゼル車の公用車利用(環境生活部・経済部)	○燃料電池自動車、電気自動車、クリーン・ディーゼル車の公用車利用(環境生活部・経済部)	○導入に合わせて行った普及啓発により、クリーンエネルギー車への関心を高める機会を提供した。
	○ダム小水力発電施設導入検討事業(建設部)(H25～) ・既設ダムの発電可能性調査、概略設計	○ダム整備事業費(建設部) ・上ノ国ダムの小水力発電設備詳細設計		○上ノ国ダム発電施設建設事業【建設部】 ・建設工事 【小水力発電120kW導入】  ○ダム小水力発電施設導入検討事業(建設部) ・既設ダムの発電可能性調査、概略設計	○建設工事 【小水力発電120kW導入】  ・既設ダムの発電可能性調査、概略設計	○道管理既設ダムを活用した小水力発電の導入に向けた検討を行ったことにより、上ノ国ダムに小水力発電を導入した。今度も施設整備に向けた具体的な進展が期待される。
(事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入に自ら積極的に努めるとともに、道が実施する省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策に協力する責務を有する。	◇事業者の責務に係る条項であり該当する道の施策はなし					○事業者自ら、省エネ・新エネの促進に向け、環境産業の振興に資する技術開発や製品開発を行うとともに、首都圏で開催される環境産業関連展示会への出展により道内産業が有する優れた技術や製品のPRを行った。 ○クールビズやウォームビズ関連のキャンペーンに賛同する事業所が3,000件を超えるなど積極的な省エネの取組が進められているほか、道主催の環境産業関連人材育成セミナーにH26～30で計800名以上が参加するなど、新エネの導入に向けた取組を進められている。
(道民の責務) 第5条 道民は、その日常生活において、省エネルギーの推進及び新エネルギーの導入に自ら積極的に努めるとともに、道が実施する省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策に協力する責務を有する。	◇道民の責務に係る条項であり該当する道の取組はなし					○道民自ら、日常生活における省エネ行動を行うとともに、住宅用太陽光発電の設備容量は、行動計画の目標値に対し130%以上を達成するなど新エネ導入に努めた。 ○道が講師派遣を行った住民等団体主催の環境学習講座にH26～30で計2,000名以上が参加したほか、道民向けの新エネ啓発イベントに参加するなど、省エネの推進、新エネの開発・導入
第2章 省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入 第1節 施策の基本方針						
第6条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。 (1) 地域特性に応じた省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進を図ること。 (2) 事業者の業態に応じた省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進を図ること。 (3) 道民の日常生活における様々な場面に応じた省エネルギーの促進及び新エネルギーの導入の促進を図ること。 (4) 省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関連する産業の育成に努めること。 (5) 省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入に積極的に取り組む地域づくりに努めること。	◇本節では基本方針を述べ、具体的取組は第3節(第8条～第16条)に記載					-

	関連施策の実施状況					検討
	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	
<b>第2節 基本的な計画の策定</b>						
第7条 知事は、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する基本的な計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。						○北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に基づく取組により、本道の省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進が図られた。
2 計画は、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関して、北海道の地域特性に即した確かな目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。	○北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画策定(経済部)(H14.2)					
3 知事は、計画の策定に当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。						
4 知事は、計画を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。						
5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。						
<b>第3節 道が講ずる省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発(学習の推進)</b>						
第8条 道は、事業者及び道民が省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の必要性についての理解を深めるとともに、これらのものの自発的な活動の意欲が増進されるよう、省エネルギー及び新エネルギーに関する学習を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。	○北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画策定(経済部)(H14.2)	○次世代環境産業育成・振興事業(経済部) ・環境産業ビジネスに係る人材育成セミナー開催等【セミナー参加178名(札幌開催4回)】	○環境産業ビジネスに係る人材育成セミナー開催等【セミナー参加206名(札幌開催4回)】	○環境産業ビジネスに係る人材育成セミナー開催等【セミナー参加303名(札幌開催4回)】	○環境産業ビジネスに係る人材育成セミナー開催等【セミナー参加147名(北見・旭川・函館・札幌)】	○道内企業の環境産業ビジネスへの参入の機運醸成に向けた環境整備が図られた。
	○水素社会推進事業(環境生活部) ・水素社会形成に向けたフォーラムや講習会開催等【6地域開催】	○水素社会形成に向けた普及イベントや講習会開催等【普及イベント8箇所10回、講習会2箇所2回開催】	○水素社会形成に向けた普及イベントや講習会開催等【普及イベント13地域22回、講習会2箇所2回開催】	○水素社会形成に向けた普及イベントや講習会開催等【普及イベント18地域22回、講習会2地域2回開催】	○水素社会形成に向けた普及イベントや講習会開催等【普及イベント18地域22回、講習会2地域2回開催】	○講習会開催等を通じた道民・市町村・関係団体への情報発信などにより、水素社会形成に向けた機運を高めることができた。
	○北海道環境学習フェア(教育庁)(H23～) ・小中高校での講演会や体験学習会	○小中高校での講演会や体験学習会	○小中高校での講演会や体験学習会	○小中高校での講演会や体験学習会	○小中高校での講演会や体験学習会	○小学生から高校生、保護者などの環境や省エネに対する理解を深めることにつながった。
	○北海道環境保全基金事業(環境生活部)(H24～) ・各振興局での事業実施や環境学習講座への講師派遣【振興局で計30事業実施、学習講座参加1,749名】	○各振興局での事業実施や環境学習講座への講師派遣【振興局で計31事業実施、学習講座参加700名】	○各振興局での事業実施や環境学習講座への講師派遣【振興局で計28事業実施、学習講座参加551名】	○各振興局での事業実施や環境学習講座への講師派遣【振興局で計29事業実施、学習講座参加281名】	○各振興局での事業実施や環境学習講座への講師派遣【振興局で計32事業実施、学習講座参加549名】	○地域への環境学習機会の提供を通じて、省エネの実践や環境保全の取組に関する意識向上につながった。
<b>(民間団体等の自発的な活動の促進)</b>						
第9条 道は、事業者、道民又はこれらのものの組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が行う省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入に関する自発的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。	○地域新エネルギー導入加速化事業(経済部)(H24～) ・導入可能性調査への支援【可能性調査5地域補助】	○地域新エネルギー調査・設計導入強化事業(経済部) ・導入可能性調査や設備設計への支援【可能性調査4地域・可能性調査4地域補助】	○導入可能性調査及び設備設計への支援【可能性調査4地域補助】	○地域新エネルギー導入調査総合支援事業【経済部】 ・導入可能性調査や地熱井調査支援、地熱アドバイザー派遣【可能性調査8地域・地熱井調査1地域補助、アドバイザー派遣4地域】	○導入可能性調査や地熱井調査支援、地熱アドバイザー派遣【可能性調査3地域・地熱井調査1地域補助、アドバイザー派遣5地域】	○エネルギー資源の活用方法や地域に適した設備導入等に関する調査により事業化への進展につながった。
		○地熱資源利活用促進事業(経済部) ・地熱活用セミナーやアドバイザー派遣【セミナー参加152名(3地域開催)、アドバイザー派遣2地域】	○地熱資源複合的活用促進事業(経済部) ・地熱井調査・掘削補助やアドバイザー派遣【地熱井調査・掘削補助2地域、アドバイザー派遣5地域】	○地域主体の新エネ導入支援事業(経済部) ・設備の設計や導入、地熱井掘削への支援	○設備の設計や導入、地熱井掘削への支援	○地域の特色を活かした新エネルギー導入の取組により、今後のエネルギー削減効果が見込まれる。
	○「一村一エネ」事業(経済部)(H24～) ・省エネ・新エネ設備の導入支援【導入5地域補助(年エネルギー削減△374ki)】	○省エネ・新エネ設備の導入支援【導入6地域補助(年エネルギー削減△362ki)】	○省エネ・新エネ設備の導入支援【導入5地域補助(年エネルギー削減△140ki)】	【設計3地域・導入3地域(年エネルギー削減△70ki)・掘削1地域補助】	【設計3地域・導入1地域補助】	

	関連施策の実施状況					検討
	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	
(第9条 つづき)				○エネルギー地産地消事業化モデル支援事業(経済部) ・地産地消のモデルとなる事業への支援 【モデル4地域補助】	・地産地消のモデルとなる事業への支援 【モデル5地域補助】	○先駆的なエネルギーの地産地消モデル構築に向けた調査・設計が進められ、道内各地域での展開が期待される。
				○次世代自動車産業集積促進・人材育成事業(経済部) ・次世代自動車産業等の理解促進イベント出展等	○次世代自動車関連ものづくり産業振興事業(経済部) ・次世代自動車産業等の理解促進イベント出展等	○次世代自動車など環境配慮型ものづくり産業への理解促進・人材育成が図られた。
	○ストップ・ザ・温暖化推進事業(環境生活部)(H13～) ・推進員による普及啓発活動やイベント開催等 【推進員派遣40回(普及啓発活動参加2,298名)】	・推進員による普及啓発活動やイベント開催等 【推進員派遣49回(普及啓発活動参加1,868名)】	・推進員による普及啓発活動やイベント開催等 【推進員派遣47回(普及啓発活動参加1,830名)】	・推進員による普及啓発活動やイベント開催等 【推進員派遣49回(普及啓発活動参加2,053名)】	・推進員による普及啓発活動やイベント開催等 【推進員派遣23回(普及啓発活動参加949名)】	○温暖化防止に関する学習会等への講師派遣やイベント開催を通じて、参加者の地球温暖化に関する理解が深まった。
	○北海道あつたまるうキャンペーン(環境生活部)(H19～) ・ウォームビズ等省エネ型ライフスタイル実践キャンペーン 【3,591事業所(団体)参加】	・ウォームビズ等省エネ型ライフスタイル実践キャンペーン 【3,591事業所(団体)参加】	・ウォームビズ等省エネ型ライフスタイル実践キャンペーン 【3,614事業所(団体)参加】	・ウォームビズ等省エネ型ライフスタイル実践キャンペーン 【3,707事業所(団体)参加】	・ウォームビズ等省エネ型ライフスタイル実践キャンペーン 【3,743事業所(団体)参加】	○事業者の環境意識の向上、地球温暖化対策の取組拡大につながった。
	○北海道クールあいらんどキャンペーン(環境生活部)(H21～) ・クールビズ等省エネ型ライフスタイル実践キャンペーン 【3,531事業所(団体)参加】	・クールビズ等省エネ型ライフスタイル実践キャンペーン 【3,584事業所(団体)参加】	・クールビズ等省エネ型ライフスタイル実践キャンペーン 【3,628事業所(団体)参加】	・クールビズ等省エネ型ライフスタイル実践キャンペーン 【3,635事業所(団体)参加】	・クールビズ等省エネ型ライフスタイル実践キャンペーン 【3,730事業所(団体)参加】	○事業者の環境意識の向上、地球温暖化対策の取組拡大につながった。
	○エコアンドセーフティ推進事業(環境生活部)(H23～) ・啓発イベント開催 【イベント3地域開催】	・啓発イベント・出前講座開催 【イベント6地域、出前講座4地域開催】	・啓発イベント・出前講座開催 【イベント4地域6回、出前講座3地域開催】	・啓発イベント・出前講座開催 【イベント8地域9回、出前講座4地域開催】	・啓発イベント・出前講座開催 【イベント6地域6回、出前講座2地域開催】	○普及啓発イベントや出前講座を通じて、エコドライブに関する理解が深まった。
	○戦略的省エネ促進事業(経済部)(H24～) ・省エネ技術の導入可能性調査や普及啓発への支援 【導入可能性調査1件・普及啓発1件助成】	・省エネ技術の導入可能性調査や普及啓発への支援 【導入可能性調査2件・普及啓発1件助成】	・省エネ技術の導入可能性調査への支援 【導入可能性調査2件助成】	・省エネ技術の導入可能性調査への支援 【導入可能性調査2件助成】	・省エネ技術の導入可能性調査への支援 【導入可能性調査2件助成】	○導入可能性調査や普及啓発の助成により、当該事業所の省エネの取組促進が期待される。
	○沿岸漁業改善資金貸付事業(水産林務部)(H13～) ・燃料油消費節減機器等設置資金を無利子貸付 【貸付19件】	・燃料油消費節減機器等設置資金を無利子貸付 【貸付24件】	・燃料油消費節減機器等設置資金を無利子貸付 【貸付11件】	・燃料油消費節減機器等設置資金を無利子貸付 【貸付9件】	・燃料油消費節減機器等設置資金を無利子貸付 【貸付8件】	○省燃油の漁船エンジンを設置したことにより、燃油の節減が図られた。
	○地域バイオマスエネルギー導入促進事業(環境生活部) ・地域へのアドバイザー派遣やセミナー開催 【3地域3回派遣、セミナー参加327名(4地	・地域へのアドバイザー派遣 【8地域9回派遣】	○バイオマス利活用エキスパート・アドバイザー派遣事業(環境生活部) ・地域へのアドバイザー派遣 【10回派遣】	・地域へのアドバイザー派遣 【7回派遣】	・地域へのアドバイザー派遣 【7回派遣】	○地域にバイオマス導入に係る情報を提供したことにより、バイオマスエネルギーなどバイオマス利活用に向けた取組の進展につながった。

	関連施策の実施状況					検討	
	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)		
(第9条 つづき)	○北海道グリーンニューデール基金事業補助金(環境生活部)(H21～) ・防災拠点への自立・分散型エネルギーシステム導入 【導入12箇所 (CO <sub>2</sub> 削減量681t-CO <sub>2</sub> )】	・防災拠点への自立・分散型エネルギーシステム導入 【導入8箇所 (CO <sub>2</sub> 削減量308t-CO <sub>2</sub> )】	・防災拠点への自立・分散型エネルギーシステム導入 【導入3箇所 (CO <sub>2</sub> 削減量103t-CO <sub>2</sub> )】				○防災拠点等への自立・分散型エネルギーシステムの導入が図られるとともに、今後のCO <sub>2</sub> 削減効果が見込まれる。
	○小水力等再生可能エネルギー導入推進事業(農政部)(H25～) ・施設整備調査や検討等の取組支援 【可能性調査5地点、概略設計2地点支援】	・施設整備調査や検討等の取組支援 【可能性調査2地点、概略設計1地点支援】	・施設整備調査や検討等の取組支援 【概略設計1地点、協議手続き1地点支援】	・施設整備調査や検討等の取組支援 【可能性調査1地点、協議手続き1地点支援】			○農業水利施設を活用した小水力等発電の導入検討が行われたことにより、今後の施設整備に向けた具体的な進展が期待される。
				○地域用水環境整備事業(小水力発電整備)(農政部) ・建築に向けた現地調査		・詳細設計	○工事着手準備が進み、計画的整備が実施される見込みとなっている。
	○森林整備加速化・林業再生事業(調査・計画作成の一部)(水産林務部) ・地域関係者の連携による事業化検討支援や木質ペレット普及の展示会・セミナー等開催 【支援2地域、セミナー等開催13回】	○木質バイオマス資源活用促進事業(水産林務部) ・地域林地未利用材の集荷方法の実証事業実施や木質ペレット普及のセミナー開催 【実証実施3地域、セミナー参加158名(4地域開催)】	・地域林地未利用材の集荷方法の実証事業実施や木質ペレット普及のセミナー開催 【実証実施3地域、セミナー参加60名(2地域開催)】	・地域林地未利用材の集荷方法の実証事業実施や木質ペレット普及の展示会・セミナー開催 【実証実施3地域、セミナー等参加2,115名(4地域開催)】		・地域林地未利用材の集荷方法の実証事業実施や木質ペレット普及等の展示会・セミナー等開催 【実証実施2地域、セミナー等参加631名(6地域開催)】	○実証により木質バイオマスのエネルギー利用の拡大や普及が期待され、また、木質ペレットの普及イベントによりペレットボイラーやストーブの導入促進が図られた。
	○森林吸収エコビジネス推進事業(水産林務部) ・道有林で取得したオフセットクレジット販売促進 【累計販売量185t-CO <sub>2</sub> 】	・道有林で取得したオフセットクレジット販売促進 【累計販売量338t-CO <sub>2</sub> 】	・道有林で取得したオフセットクレジット販売促進 【累計販売量等815t-CO <sub>2</sub> 】	・道有林で取得したオフセットクレジット販売促進 【累計販売量等925t-CO <sub>2</sub> 】		・道有林で取得したオフセットクレジット販売促進 【累計販売量等1,038t-CO <sub>2</sub> 】	○道有林や市町村有林で取得したオフセットクレジットの理解が図られ、販売量等が増大した。
		○木質バイオマス安定供給体制構築事業(上川総合振興局) ・低コスト生産モデル事業実施や木質バイオマス発生情報提供システムの運用	・製造・流通の効率化検討のための調査実施	・製造・流通の効率化検討のための調査実施		・製造・流通の効率化検討のための調査実施	○地域特性に応じた木質バイオマス安定供給の仕組みづくりを検討したことにより、森林資源の循環利用の促進が今後期待される。
	○森林整備加速化・林業再生事業(川下対策)(水産林務部) ・木質バイオマス機器等の整備、木材流通経費支援 【整備25市町・28事業者、流通経費2市・2事業者支援】	・木質バイオマス機器等の整備、木材流通経費支援 【整備21市町・22事業者、流通経費1市・1事業者支援】	・木質バイオマス機器等の整備支援 【整備2市町・3事業者支援】	○林業・木材産業構造改革事業(水産林務部) ・木質バイオマス機器等の整備支援 【整備1町・1事業者支援】		・木質バイオマス機器等の整備支援 【整備1町・1事業者支援】	○機材や施設整備により、チップやバークなど木質バイオマスエネルギー利用量の増加につながった。
	○北方型住宅普及推進事業(建設部) ・住宅産業関連事業者向け講習会開催	・住宅産業関連事業者向け講習会開催		○きた住まい推進事業(建設部) ・住宅産業関連事業者向け講習会開催 【7地域開催】		・住宅産業関連事業者向け講習会開催 【7地域開催】	○道民への普及啓発と、道内住宅生産者の省エネ性に優れた住宅ストックの形成に必要な技術の向上につながった。

	関連施策の実施状況					検討
	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	
(第9条 つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域新エネルギー導入アドバイザー制度(企業局)(H18～)</li> <li>・市町村へのアドバイス支援</li> <li><b>【14市町村支援】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村へのアドバイス支援</li> <li><b>【11市町村支援】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村へのアドバイス支援や小水力勉強会開催</li> <li><b>【8市町村支援、勉強会参加15名】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村へのアドバイス支援や小水力勉強会開催</li> <li><b>【8市町村等支援、勉強会参加26名】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村へのアドバイス支援や小水力勉強会開催</li> <li><b>【8市町村支援、勉強会参加26名】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アドバイザー制度の利用及び勉強会開催により、小水力発電への理解と発電分野における知識の向上が図られた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業総合振興資金(経済部)</li> <li>・中小企業者の省エネ・新エネ設備等導入の融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者の省エネ・新エネ設備等導入の融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者の省エネ・新エネ設備等導入の融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者の省エネ・新エネ設備等導入の融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者の省エネ・新エネ設備等導入の融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の実施に必要な資金供給の円滑化が図られ、企業の事業活動の活性化につながった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道次世代施設園芸推進事業(農政部)(H26～)</li> <li>・施設園芸高度化フォーラムの開催等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設園芸高度化フォーラムの開催等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設園芸高度化フォーラムの開催等</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設園芸における新エネルギーの活用等について、農業者等への普及啓発が図られた。</li> </ul>
(関連産業の振興) 第10条 道は、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する産業の振興のため、エネルギーの供給、エネルギーを利用する機械器具の製造又は販売、住宅の建築、旅客又は貨物の運送等事業者が行う事業活動で省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に資するものに対して、必要な支援を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○データセンター等集積加速化事業(経済部)</li> <li>・データセンターの現地視察会や地域構想策定支援事業実施</li> <li><b>【視察会参加84名、地域構想支援3市】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンターの現地視察会や地域構想策定支援事業実施</li> <li><b>【視察会参加67名、地域構想支援3市町】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向けセミナーやデータセンター現地視察会実施</li> <li><b>【セミナー参加39名(東京)】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地産エネルギー利用施設立地促進事業(経済部)</li> <li>・事業者向けセミナーや現地視察会実施</li> <li><b>【セミナー参加39名(東京)】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向けセミナーや現地視察会実施</li> <li><b>【セミナー参加97名(東京)】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○データセンター立地における本道の優位性を道外の事業者に周知することができた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業立地促進費補助金(経済部)</li> <li>・企業立地促進への助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進への助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進への助成</li> <li><b>【新エネ供給業9件立地】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進への助成</li> <li><b>【新エネ供給業1件立地】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進への助成</li> <li><b>【新エネ供給業1件立地】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新エネルギー供給業の立地が促進された。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境・エネルギープロジェクト形成促進事業(経済部)(H25～)</li> <li>・環境・エネルギー分野の製品や技術を組み合わせなどの取組補助 <b>【2件補助】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・エネルギー分野の製品や技術を組み合わせなどの取組補助 <b>【2件補助】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代エネルギープロジェクト事業化推進事業(経済部)</li> <li>・積雪寒冷地特有の製品や技術の開発支援 <b>【1件補助】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪寒冷地特有の製品や技術の開発支援や専門相談員派遣 <b>【1件補助】</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○複数の技術・製品の組合せによる新たな商品の検討が進められた。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境産業販路確立総合対策事業(経済部)</li> <li>・道外展示会出展や道事業者と商社・金融機関のマッチング <b>【展示会来場者1,950名、マッチングイベント札幌・東京開催】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道外展示会出展や道事業者と商社・金融機関のマッチング <b>【展示会来場者2,240名、マッチングイベント札幌・東京開催】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道外展示会出展や道事業者と商社・金融機関のマッチング <b>【展示会来場者1,501名、マッチングイベント札幌・東京開催】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業間連携の機会創出が図られ、道内企業が有する環境産業関連技術や製品を道内外に広くPR するなど、環境産業への参入や販路開拓・拡大を促進することができた。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>○新エネルギー導入加速化推進事業(経済部)</li> <li>・金融支援検討会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融支援検討会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○融資手法などの検討により、民間主導の支援の具体化が期待される。</li> </ul>

	関連施策の実施状況					検討
	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	
<p>(情報の提供)</p> <p>第11条 道は、第8条に規定する学習の推進、第9条に規定する民間団体等の自発的な活動の促進及び前条に規定する産業の振興に資するため、必要な情報を適切に提供しよう努めるものとする。</p>	<p>○戦略的省エネ促進事業(経済部)(H24～)</p> <p>・節電・省エネ啓発リーフレット配布等</p>	<p>・節電・省エネ啓発リーフレット配布等</p>	<p>・節電・省エネ啓発リーフレット配布等</p>	<p>・節電・省エネ啓発リーフレット配布等</p>	<p>・節電・省エネ啓発リーフレット配布等</p>	<p>○道民の節電・省エネへの取組に対する意識喚起が図られた。</p>
	<p>○省エネ新エネ普及啓発展(経済部)</p> <p>・集客施設等でのPRなど様々な機会を活用した普及啓発</p>	<p>・集客施設等でのPRなど様々な機会を活用した普及啓発</p>	<p>・集客施設等でのPRなど様々な機会を活用した普及啓発</p>	<p>・集客施設等でのPRなど様々な機会を活用した普及啓発</p>	<p>・集客施設等でのPRなど様々な機会を活用した普及啓発</p>	<p>○大型商業施設等で省エネ・新エネに関するパネルや機器を展示することにより、広く普及啓発が図られた。</p>
	<p>○省エネ新エネサポート相談窓口(経済部)</p> <p>・道経済部及び各振興局に設置の窓口での相談対応</p>	<p>・道経済部及び各振興局に設置の窓口での相談対応</p>	<p>・道経済部及び各振興局に設置の窓口での相談対応</p>	<p>・道経済部及び各振興局に設置の窓口での相談対応</p>	<p>・道経済部及び各振興局に設置の窓口での相談対応</p>	<p>○相談窓口の設置により、一般道民や事業者からの照会・相談等に対応することができた。</p>
	<p>○地域省エネ・新エネ導入推進会議の開催(経済部)(H23～)</p> <p>・市町村等及び道関係部局による情報把握・共有</p>	<p>・市町村等及び道関係部局による情報把握・共有</p>	<p>・市町村等及び道関係部局による情報把握・共有</p>	<p>・市町村等及び道関係部局による情報把握・共有</p>	<p>・市町村等及び道関係部局による情報把握・共有</p>	<p>○事業者や経済団体等との情報共有が図られ、地域の「新エネ導入の芽」の把握・共有を行うことができた。</p>
	<p>○インターネットによる情報提供(各部)</p>	<p>○洋上風力発電理解促進事業(経済部)</p> <p>・導入促進セミナー開催等</p> <p>【セミナー参加243名(札幌2回)】</p>	<p>・導入促進セミナーや勉強会開催等</p> <p>【セミナー参加83名(札幌)、勉強会参加16名(札幌2回)】</p>			<p>○勉強会参加市町村が環境省のゾーニング導入可能性検討モデル事業に採択されるなど、洋上風力発電の理解促進が図られた。</p>
<p>(調査の実施)</p> <p>第12条 道は、省エネルギーの状況並びに新エネルギーの開発及び導入の状況に関する調査を実施するものとする。</p>	<p>○行動計画推進状況の把握(経済部)</p> <p>・エネルギーバランス表作成ほか</p>					<p>○エネルギーバランス表などを通じて、道内のエネルギー消費や省エネルギーの状況を把握したほか、各市町村や関係機関の協力を得ながら調査を行い、新エネルギーに関する計画の進捗や導入実績を把握した。</p>
		<p>○地熱・温泉熱可能性調査</p> <p>・ポテンシャルマップ作成、公開</p>				<p>○地熱開発の検討に活用されることが期待される。</p>
					<p>○新エネルギー概況等調査</p> <p>・ブラックアウトを踏まえ、災害時の新エネ活用状況等を調査</p>	<p>○平常時や非常時の新エネルギーの状況や、新エネの可能性や課題等を把握することができた。</p>

	関連施策の実施状況					検討
	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	
(研究開発の推進等) 第13条 道は、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に資する技術の向上を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。	○北海道立総合研究機構による研究及び技術普及指導					○研究開発により関係課題の解決や技術向上が図られるなど、今後の技術開発や事業化への進展が期待される。
	○道産エネルギー技術振興事業(経済部)(H24～) ・道内大学や公設研究機関等と連携した技術開発や製品開発の支援 【技術開発5件・製品開発4件補助】	○先進的エネルギー関連技術振興事業(経済部) ・道内大学や公設研究機関等と連携した技術開発の支援 【技術開発5件補助】	○先進的エネルギー関連技術振興事業(経済部) ・道内大学や公設研究機関等と連携した技術開発の支援 【技術開発5件補助】	○道内大学や公設研究機関等と連携した技術開発事業の支援 【技術開発2件補助】	○道内大学や公設研究機関等と連携した技術開発事業の支援 【技術開発2件補助】	○道内事業者が行う技術・製品開発を支援したことにより、道内の省エネ・新エネ導入が進み、環境産業の振興につながる事が期待できる。
			○寒冷地適応型省エネ技術海外展開促進事業(総合政策部) ・ロシア極東地域における道内省エネ技術導入可能性調査や技術関係者交流	○ロシア極東地域における道内省エネ技術導入可能性調査や技術関係者交流		○本道の寒冷地適応型省エネ技術のロシア極東地域等での拡大や、両地域の技術者の交流により、今後、道内技術の販路拡大や技術向上が期待される。
	○バイオ燃料活用普及促進事業(環境生活部)(H19～) ・製造者向けセミナー開催等 【セミナー参加60名】	・製造者向けセミナー開催等 【セミナー参加40名(札幌)】	・製造者向けセミナー開催等 【セミナー参加54名(帯広)】	・燃料利用者向けセミナー開催等 【セミナー参加34名(旭川)】	・燃料利用者向けセミナー開催等 【セミナー参加23名(室蘭)】	○製造事業者や燃料利用事業者の専門知識向上につながった。
(表彰等) 第14条 道は、省エネルギーの推進並びに新エネルギーの開発及び導入に関して特に功績のあったものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。	○表彰制度の創設・表彰の実施(経済部)(H14～) ・省エネ・新エネ促進大賞 【表彰4件】	・省エネ・新エネ促進大賞 【表彰5件】	・省エネ・新エネ促進大賞 【表彰4件】	・省エネ・新エネ促進大賞 【表彰4件】	・省エネ・新エネ促進大賞 【表彰3件】	○具体的、効果的な取組事例を発信することができ、新エネの開発、導入促進に資することができた。
(道民の意見の反映) 第15条 道は、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策に、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。	○省エネ・新エネ推進会議の開催(経済部)(H16～) ・道民、事業者、国、道などによる情報共有	・道民、事業者、国、道などによる情報共有	・道民、事業者、国、道などによる情報共有	・道民、事業者、国、道などによる情報共有	・道民、事業者、国、道などによる情報共有	○事業者や経済団体等との情報共有が図られ、地域の「芽」の把握・共有を行うことができた。
(連携の推進等) 第16条 道は、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村と緊密に連携を図るとともに、市町村、事業者及び道民の相互の協力が推進されるよう努めるものとする。	○地域省エネ・新エネ導入推進会議の開催(経済部)(H23～) ・市町村等及び道関係部局による情報共有	・市町村等及び道関係部局による情報共有	・市町村等及び道関係部局による情報共有	・市町村等及び道関係部局による情報共有	・市町村等及び道関係部局による情報共有	○事業者や経済団体等との情報共有が図られ、地域の「芽」の把握・共有を行うことができた。
	○北海道地域電力需給連絡会の開催(経済部)(H24) ○地域づくり総合交付金(総合政策部) ・市町村等が行う省エネ・新エネ促進事業への交付金 【交付5市町村等】	・市町村等が行う省エネ・新エネ促進事業への交付金 【交付6市町村等】	・市町村等が行う省エネ・新エネ促進事業への交付金 【交付3市町村等】			○財政支援を図ることで、市町村等における省エネルギー・新エネルギーの導入・普及が促進された。
	○北海道市町村振興基金貸付(地域エネルギー開発振興事業)(総合企画部) 【貸付実績0件】	【貸付実績0件】	【貸付実績0件】	【貸付実績0件】	【貸付実績0件】	
(財政上の措置) 第17条 道は、省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	◇具体的取組は第8条～第16条に記載					-